

## 入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気

公 告 日 令和7年1月9日

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

## 項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 施設名、所在地など
- 別紙2 契約電力、使用予定電力量など
- 別紙3 令和4年～6年度における最大需要電力実績及び使用電力量実績

- 別添 一般競争入札参加資格確認申請書
  - 入札書（指定様式）
  - 入札附属書
  - 委任状
  - 仕様書等に関する質問書（指定様式）
  - 入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達サービス及び数量

広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気

予定使用電力量 1,082,359 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設

広島市安佐南区毘沙門台二丁目33番22号ほか6施設 (仕様書のとおり。)

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たす者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

- (3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

## 5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書に關し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>）の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

#### ア 交付期間

入札公告の日から令和7年1月22日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49条）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで。

#### イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

#### ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

#### イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

#### ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持參とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

## 6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、

一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

## 8 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

前記2（契約担当部局）に同じ。

### (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、前記2（契約担当部局）の交付場所において交付する。

### (3) 仕様書等に対する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記(1)により交付する

#### (ア) 提出期間

前記5(1)アに同じ。

#### (イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

#### (ウ) 提出方法

質問書は、郵送又は持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

## 9 入札の方法

### (1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和7年1月29日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和7年1月29日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

（ア）入札書第何回

（イ）年月日「令和7年1月○○日」（提出日を記入すること。）

（ウ）競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

（エ）入札金額（参考 履行期間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

（オ）基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

複数施設をまとめた契約の場合、施設によって異なる単価を記載することも認めます。

（カ）電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

複数施設をまとめた契約の場合、施設によって異なる単価を記載することも認めます。

（キ）割引料金（月額）

（ク）「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

（注）記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 入札金額の訂正は認めない。

3 本入札書に記載する入札金額（参考 履行期間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入

札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

## エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

**なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。**

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和7年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
  - (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
  - (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
  - (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
  - (ケ) 履行期間（1年間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（履行期間の予定総額（上段））及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（履行期間の予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び1年

間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額を記入すること。

3 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を持参により提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和7年1月30日開札（広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること（開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていな場合は、相応する入札に参加していない扱いとする。）。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「×」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和7年1月30日開札（広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気）の入札書第何回目 在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和7年1月30日開札（広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて、入札書の提出期限（前記2）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなつた者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者がした入札

- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最も低価格以上の価格でした入札
- オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を入札時までに提出すること。
- イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

- ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。
- ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。

## 10 開札

### (1) 開札の日時及び場所

令和7年1月30日（木） 午後1時45分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

### (2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

## 11 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

### (2) 契約手続における交渉の有無

無

(3) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後ににおいて、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

(4) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(5) 特約事項

本件調達は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 契 約 書 (案)

広島市（以下、「発注者」という。）と、○○○○株式会社（○○○○部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

### （契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単価	○, ○○○. ○○円／kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単価	○○. ○○円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年○月○○日から令和8年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### （履行期間）

第4条 履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

### （使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

### （契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超える発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

### （使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

### （電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

- 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)
- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄するみなしこう電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、その実施等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

- 第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
  - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
  - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
  - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
  - 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

- 第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に關し、受注者又はその使用人等に不正の行為があつたとき。
- (4) 警察等捜査機關からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
  - ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
  - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
  - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団經營支配法人等
  - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者經營支配法人等
  - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団關係者
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあるても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。
  - (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
  - (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。
- 3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

- 第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。
- 2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。  
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

印

# 仕 様 書

## 1 概要

- (1) 需要場所 広島市水道局毘沙門台第二ポンプ所ほか6施設（「別紙1」のとおり）  
(2) 業種及び用途 産業用

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 6,000V

ウ 標準周波数 60Hz

エ その他 「別紙1」のとおり

- (2) 契約電力、使用予定電力量等

ア 契約電力 … 「別紙2」のとおり

※ ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、  
いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 … 「別紙2」のとおり

※ 1年間（令和7年4月から令和8年3月まで）の使用電力量の見込み

ウ 令和4年～6年度における最大需要電力実績及び使用電力量実績 … 「別紙3」のとおり

- (3) 使用期間

令和7年4月1日0:00から令和8年3月31日24:00まで

※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

- (4) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

「別紙1」のとおり

- (5) 電力量の検針

自動検針装置 又は 訪問検針

- (6) 検針日

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

- (7) 事故・災害時における電力の確保

電力供給側の事故や災害により、当該契約施設への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。

- (8) その他

ア 小売電気事業者が、電気を供給する場合に必要な情報伝達装置にかかる経費は、一般送配電事業者の負担とする。

イ 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

ウ その他必要な事項については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

【別紙1】 施設名、所在地など

番号	施設名	所在地	受電設備	需給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式	自家発電設備 の有無・種類
1	毘沙門台第二ポンプ所	安佐南区毘沙門台二丁目33番22号	毘沙門台第二ポンプ所ポンプ室内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
2	後山第三ポンプ所	安佐北区あさひが丘一丁目4番2号	後山第三ポンプ所屋外受電盤内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
3	山本新町第二ポンプ所	安佐南区山本新町三丁目1番1号	山本新町第二ポンプ所ポンプ室内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
4	伴西第一ポンプ所	安佐南区伴中央三丁目2076番地1	伴西第一ポンプ所ポンプ室内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
5	五月が丘第二ポンプ所	佐伯区五月が丘四丁目24番3号他	五月が丘第二ポンプ所屋外受電盤内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
6	石内東ポンプ所	佐伯区五日市町大字石内小深川6151-1	石内東ポンプ所ポンプ室内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無
7	石内北ポンプ所	佐伯区五日市町大字石内字押入山5014番27	石内北ポンプ所ポンプ室内	構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	1回線受電	無

【別紙2】 契約電力、使用予定電力量など

番号	施設名	契約電力 (kW)	使用予定電力量 (kWh)												合計	夏季	その他季
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	毘沙門台第二ポンプ所	94	27,456	28,162	27,826	29,037	28,566	27,288	28,600	27,691	29,138	28,533	26,043	28,129	336,469	84,891	251,578
2	後山第三ポンプ所	91	8,584	8,804	8,699	9,077	8,930	8,530	8,940	8,656	9,109	8,919	8,141	8,793	105,182	26,537	78,645
3	山本新町第二ポンプ所	82	22,065	22,633	22,363	23,336	22,958	21,930	22,985	22,255	23,418	22,931	20,930	22,606	270,410	68,224	202,186
4	伴西第一ポンプ所	75	5,301	5,438	5,373	5,607	5,516	5,269	5,522	5,347	5,626	5,509	5,029	5,431	64,968	16,392	48,576
5	五月が丘第二ポンプ所	46	14,251	14,616	14,442	15,070	14,826	14,162	14,843	14,372	15,123	14,808	13,516	14,599	174,628	44,058	130,570
6	石内東ポンプ所	78	5,898	6,051	5,979	6,239	6,138	5,863	6,145	5,950	6,261	6,130	5,595	6,044	72,293	18,240	54,053
7	石内北ポンプ所	47	4,766	4,889	4,830	5,041	4,959	4,737	4,965	4,807	5,058	4,953	4,521	4,883	58,409	14,737	43,672

【別紙3】 令和4年～6年度における最大需要電力実績及び使用電力量実績

令和6年度実績

番号	施設名	項目	2024/04	2024/05	2024/06	2024/07	2024/08	2024/09	2024/10	2024/11	2024/12	2025/1	2025/2	2025/3	合計
1	毘沙門台第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
		使用電力量 (kWh)	27,301	28,393	27,910	28,808	29,456	28,290	28,605	—	—	—	—	—	198,763
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—	—	—
2	後山第三ポンプ所	最大需要電力 (kW)	90	88	89	89	89	89	89	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	8,390	8,767	8,596	9,007	8,840	8,930	8,510	—	—	—	—	—	61,040
		力率 (%)	95	95	95	96	95	96	100	—	—	—	—	—	—
3	山本新町第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	82	82	82	82	82	82	82	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	22,683	23,400	23,109	23,838	22,927	22,431	23,310	—	—	—	—	—	161,698
		力率 (%)	97	97	97	97	97	97	97	—	—	—	—	—	—
4	伴西第一ポンプ所	最大需要電力 (kW)	74	75	75	74	74	75	75	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	5,275	5,380	5,452	5,924	5,971	5,580	5,195	—	—	—	—	—	38,777
		力率 (%)	92	92	92	91	90	91	92	—	—	—	—	—	—
5	五月が丘第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	45	45	45	45	45	45	45	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	13,967	14,580	14,531	15,073	15,590	14,117	14,358	—	—	—	—	—	102,216
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—	—	—
6	石内東ポンプ所	最大需要電力 (kW)	77	78	78	77	78	78	75	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	5,354	5,419	5,305	5,241	5,705	5,367	5,565	—	—	—	—	—	37,956
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—	—	—
7	石内北ポンプ所	最大需要電力 (kW)	47	47	47	47	47	47	47	—	—	—	—	—	—
		使用電力量 (kWh)	4,687	4,786	4,920	5,035	4,812	4,852	4,950	—	—	—	—	—	34,042
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	—	—	—

令和5年度実績

番号	施設名	項目	2023/04	2023/05	2023/06	2023/07	2023/08	2023/09	2023/10	2023/11	2023/12	2024/1	2024/2	2024/3	合計
1	毘沙門台第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
		使用電力量 (kWh)	27,440	28,211	27,743	29,598	29,782	28,486	28,841	27,430	29,009	28,851	26,054	27,595	339,040
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
2	後山第三ポンプ所	最大需要電力 (kW)	91	95	89	90	88	89	87	90	90	90	90	91	
		使用電力量 (kWh)	8,676	8,961	8,880	9,149	9,232	8,752	8,872	8,572	8,935	8,945	8,235	8,776	105,985
		力率 (%)	96	95	96	95	96	96	96	96	100	96	95	95	
3	山本新町第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	81	81	81	81	81	81	81	81	82	81	81	81	
		使用電力量 (kWh)	21,986	22,441	22,266	23,036	21,860	21,679	23,280	22,818	23,709	23,333	22,296	23,772	272,476
		力率 (%)	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	
4	伴西第一ポンプ所	最大需要電力 (kW)	75	74	75	75	75	74	75	75	74	74	74	74	
		使用電力量 (kWh)	5,144	5,295	5,264	5,699	5,813	5,407	5,429	5,317	5,920	5,496	5,148	5,532	65,464
		力率 (%)	95	95	95	94	94	94	95	95	95	92	92	92	
5	五月が丘第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	45	45	45	45	45	45	45	46	45	45	45	45	
		使用電力量 (kWh)	14,256	14,813	14,847	15,510	14,992	14,303	14,821	14,404	15,020	14,723	13,821	14,452	175,962
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
6	石内東ポンプ所	最大需要電力 (kW)	77	78	77	77	76	77	77	78	78	77	78	77	
		使用電力量 (kWh)	5,398	5,594	5,287	5,561	5,700	5,282	5,707	6,118	6,331	6,578	5,774	6,046	69,376
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
7	石内北ポンプ所	最大需要電力 (kW)	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	
		使用電力量 (kWh)	4,457	4,538	4,658	4,810	4,541	4,462	4,771	4,694	4,807	4,874	4,570	4,870	56,052
		力率 (%)	100	100	99	99	99	99	99	100	100	100	100	100	

令和4年度実績

番号	施設名	項目	2022/04	2022/05	2022/06	2022/07	2022/08	2022/09	2022/10	2022/11	2022/12	2023/1	2023/2	2023/3	合計
1	毘沙門台第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	94	93	93	93	93	94	93	94	94	94	94	94	94
		使用電力量 (kWh)	27,950	28,977	28,482	29,258	29,576	27,932	29,456	28,318	29,527	29,513	25,373	27,964	342,326
		力率 (%)	97	97	97	97	97	99	100	100	100	100	100	100	
2	後山第三ポンプ所	最大需要電力 (kW)	91	91	91	91	90	90	90	91	91	91	91	91	90
		使用電力量 (kWh)	8,912	9,345	9,131	9,358	9,343	8,777	9,138	8,881	9,338	9,255	8,038	9,060	108,576
		力率 (%)	95	95	95	96	96	96	95	96	96	95	96	96	
3	山本新町第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	81	80	81	80	80	80	80	80	81	81	80	81	
		使用電力量 (kWh)	22,136	21,913	21,955	22,407	22,042	21,255	22,338	21,660	23,098	23,238	20,999	23,769	266,810
		力率 (%)	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	
4	伴西第一ポンプ所	最大需要電力 (kW)	75	74	75	75	75	74	74	75	74	74	74	75	
		使用電力量 (kWh)	5,225	5,355	5,357	5,771	5,845	5,527	5,626	5,405	5,660	5,662	5,123	5,446	66,002
		力率 (%)	94	93	95	94	94	94	95	95	95	95	95	95	
5	五月が丘第二ポンプ所	最大需要電力 (kW)	45	45	45	45	45	45	45	45	45	46	45	45	
		使用電力量 (kWh)	14,848	15,472	15,327	16,096	15,553	14,464	15,144	14,599	15,333	15,204	13,533	14,678	180,251
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
6	石内東ポンプ所	最大需要電力 (kW)	78	76	77	77	78	77	77	77	77	78	78	77	
		使用電力量 (kWh)	5,470	5,762	5,474	5,575	5,467	5,038	5,489	5,333	5,705	6,024	5,366	5,695	66,398
		力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99	100	100	
7	石内北ポンプ所	最大需要電力 (kW)	45	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	46	
		使用電力量 (kWh)	4,387	4,531	4,582	4,745	4,452	4,337	4,613	4,498	4,675	4,586	4,217	4,562	54,185
		力率 (%)	99	100	99	99	99	99	99	100	99	99	99	99	